



概要版

第2期

高知市

# 子ども・子育て支援事業計画

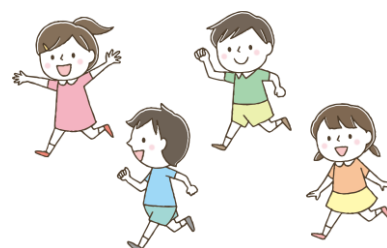
— 令和2～6年度 —

希望あふれる未来に向けて  
みんなで支え育ちあう  
子ども・子育て支援のまちづくり



本計画は、就学前の子ども（0～5歳）がいる世帯を対象としたアンケートや、保護者、有識者と関係機関で構成する「高知市子ども・子育て支援会議」における協議など、市民や関係者の意見を踏まえて策定しました。

令和2年3月  
高知市



# 子ども・子育て支援事業計画について

## 計画策定の目的

○平成27年に策定した「高知市子ども・子育て支援事業計画」に基づく取組の成果，課題などを踏まえ，社会情勢の変化や新たな課題に対応しながら，引き続き施策を推進するため「第2期高知市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

## 計画の位置付けと期間

○子ども・子育て支援法，児童福祉法，次世代育成支援対策推進法，子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき策定するものです。

○計画の期間は，令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

## 計画の点検・評価

○各施策等の達成状況について，定期的に点検・評価を行います。また，点検・評価の結果は高知市子ども・子育て支援会議に報告するとともに，本市のホームページで公開し，いただいた意見をその後の計画の実施や見直し等に反映していきます。

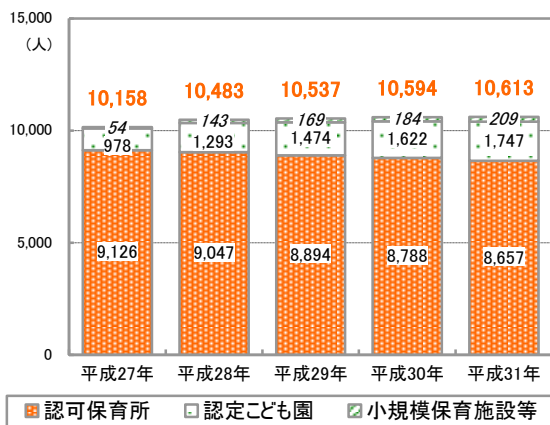
## 高知市における子どもと子育て家庭を取り巻く現状

○子どもの数は徐々に減っています……少子高齢化が進み，0～17歳の子どもや親世代にあたる18～39歳の人口減少が続いています。また，出生数も減少しています。

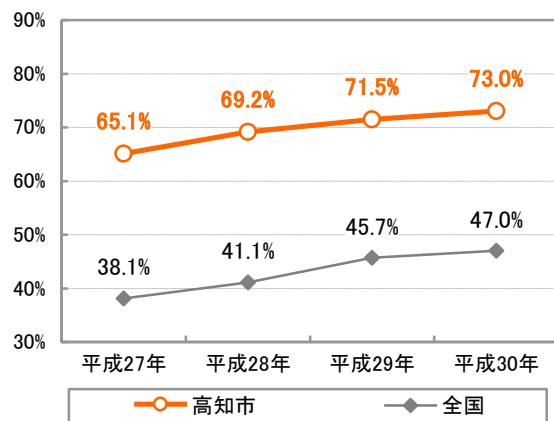
○保育所等を利用する子どもの数は増えています……保育所等（認可保育所，認定こども園，小規模保育施設等）の利用児童数は平成27年以降，毎年増加する傾向にあります。また，1・2歳児の利用率は全国平均と比べて非常に高い割合となっています。

○保育所等の待機児童の解消が課題となっています……市では，保育ニーズの増大に応じて定員数の拡大等に努めていますが，保育所待機児童数は長期的に横ばい状況にあります。

保育所等入所状況の推移



1・2歳児利用率の全国との比較



## 計画の基本的な考え方

### 基本理念

子どもたちは、社会に希望を与え、未来をつくっていく大切な存在です。

子どもたちが、主体性を持って考え、行動し、調和のとれた心豊かな責任ある大人に成長していくことが、健全で活力ある社会を実現することにつながります。

そのためには、保護者が子育てについて第一義的責任を有するという基本的認識の下に、子どもにとっての最善の利益を常に意識し、社会全体で子どもと子育て家庭を支えるまちづくりを進めていく必要があります。

全ての子どもが健やかに育ち、子どもの誕生と成長に喜びを感じ、そして、子育て家庭が地域社会と手を携えながら共に育っていくまちを目指し、次のように基本理念を定めます。

希望あふれる未来に向けて  
みんなで支え育ちあう  
子ども・子育て支援のまちづくり

### 基本方針

全ての子どもが  
すくすくと健やかに育つまち

子どもたちが未来に夢や希望を抱き、それに向かって自ら学び考え行動し、心身ともにすくすくと育つよう支援します。  
また、子ども一人ひとりの成長や発達に応じ、適切な支援を行います。

子どもの誕生と  
成長に喜びを感じるまち

妊娠、出産、子育てのそれぞれのライフステージにおいて、切れ目のない子育て支援サービスや保育サービス等の充実に努めます。  
また、多様な家族形態に配慮しながら、それぞれが安心して子どもを産み育てやすい環境づくりを進めます。  
さらに、仕事と生活の調和の概念について普及・啓発に努めます。

みんなで子ども  
と子育てを支えるまち

子どもと子育てに関わる関係機関との連携を行うとともに、地域ぐるみで子どもを見守り、子育て家庭が孤立せずに地域社会と手を携えながら共に育っていく仕組みづくりを進めていきます。  
また、あらゆる機会を通じて、広く市民や地域、企業等に、子どもと子育てを社会全体で支えていくことの必要性を発信していきます。

## 計画で取り組む内容

### 重点的に取り組む施策

重点施策

1

#### 妊娠期からの切れ目のない支援

妊娠期の適切な母体管理のため、若い女性の健康への意識を高め、妊婦健康診査の重要性の啓発や早産の恐れのある妊婦への支援を行うとともに、妊娠期からの関わりにより出産・子育て期への切れ目のない支援につなげていくため、必要な情報の提供や支援を行う体制を整備します。



重点施策

2

#### より質の高い教育・保育の推進



幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に沿った教育・保育の実施に取り組むとともに、研修の実施などによる職員の資質向上、教育・保育施設と地域型保育事業者の連携や、幼稚園、保育所、認定こども園と小学校、義務教育学校の連携・交流に取り組みます。

重点施策

3

#### 地域ぐるみの見守り・子育て支援体制の充実

子育て家庭が地域の中で孤立しないよう、地域ぐるみの見守りや地域での支え合い活動、地域における連携体制の仕組みづくりを推進するとともに、地域子育て支援センターの整備や相談機能の充実、子育てに関する重層的な相談支援体制の構築により子育て支援体制の充実を目指します。

重点施策

4

#### 児童虐待の発生予防

子育て家庭の育児力の向上、育児の負担感や孤立感の軽減のため、保健指導の必要な家庭への母子保健活動の実施や、相談支援などの取組の重層的な実施により児童虐待の発生予防につなげていくとともに、虐待予防に関する広報・啓発活動の実施、関係機関との連携強化などに取り組みます。



重点施策

5

#### 障害など特別な支援を必要とする子どもへの支援の充実

障害など特別な支援を必要とする子どもの健やかな成長・発達のため、将来を見通した切れ目のない支援となるように、早期発見・早期療育システムの充実やサポートファイルを効果的に活かした関係機関との連携に取り組むとともに、子ども一人ひとりの発達や障害の特性に応じた支援の充実に取り組みます。

**施策の体系** ※詳しい内容は計画書本編をご覧ください。



## 1 子どもの誕生と健やかな成長への支援の充実

1-1	妊娠期からの切れ目のない支援 (重点施策①)	妊娠期の女性の健康に関する啓発活動や保健指導の実施、母子健康手帳交付をきっかけとした相談支援体制の構築・整備等を通して、妊娠期から出産・子育て期への切れ目のない支援を行います。
1-2	子どもの健康管理	発達段階に応じた乳幼児期の健康管理に関する啓発活動・相談支援活動、及び各種の健康診査や予防接種等を実施します。
1-3	思春期の健康づくり	学校・保健所等の関係機関が連携し、思春期の子どもに、基本的な生活習慣や健康意識に関する指導・相談支援を実施します。
1-4	食育の推進	第3次高知市食育推進計画に基づき、基本的な食習慣を身につけるための取組、食育体験活動等を実施し、多様な暮らしに配慮した食育を推進します。
1-5	小児救急医療体制の確保	高知県や医師会等の関係団体と協力した休日及び平日夜間の小児救急医療体制の維持・確保や、「こうちこども救急ダイヤル」の周知等、救急時の対処方法に関する啓発を図ります。

## 2 幼児期における教育・保育の充実

2-1	利用希望に沿った教育・保育の提供	認定こども園における、認定区分によらない柔軟な受け入れ等の待機児童解消に関する施策、保護者が必要とする情報の提供・助言、特別な配慮が必要な子どもへの教育・保育の提供等を推進します。
2-2	より質の高い教育・保育の推進 (重点施策②)	幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に沿い、家庭や地域及び保・幼・小が連携し、専門的な相談支援、職員研修、保・幼・小連携教育等を推進します。

## 3 子育てしやすい環境の整備

3-1	地域ぐるみの子育て支援のまちづくり (重点施策③)	子育て家庭が地域の中で孤立しないよう、住民をはじめとした地域の多様な主体、地域子育て支援センター、民生委員・児童委員、保育所・幼稚園等、サークルやボランティア等が効果的に連携し、保護者の実情に応じたきめ細やかな支援を実施します。
3-2	子育て支援体制の充実 (重点施策③)	地域子育て支援センターの整備及び情報提供機能・相談機能の充実、地域の子育て関係機関と協働した重層的な相談支援体制の構築により、子どもや子育て家庭の置かれている状況に応じた支援体制を構築します。
3-3	多様な保育サービスの充実	保育ニーズに応じた時間外保育事業、一時預かり事業、休日保育事業、病児保育事業の実施、必要な放課後児童クラブ数の確保などを通して、多様な保育サービスの充実を図ります。

3-4	男女ともに仕事と育児が両立しやすい環境づくり	雇用の場を確保するための地場産業振興や企業誘致，職業観の醸成や就職力の向上を目指した就職支援活動，ワーク・ライフ・バランスの普及・推進，男女共同参画意識の推進などの取組を通して，仕事と育児が両立しやすい環境づくりを進めます。
3-5	子育て家庭にやさしい生活環境の整備	子育て家庭や妊産婦等にとって利用しやすい施設の増設・整備，事業者に対する条例の主旨の周知や計画段階における事前協議，交通安全教育等の推進を通して，子育て家庭にやさしい生活環境の整備を推進します。

## 4 専門的な知識及び技術を要する支援の充実

4-1	児童虐待の発生予防 (重点施策④)	母子保健活動や各種子育て支援事業などの重層的な実施により，子育て家庭の育児力の向上，育児の負担感や孤立感の軽減を図るとともに，相談支援体制の整備，虐待予防に関する広報・啓発活動の実施，地域における虐待予防のネットワークづくりの推進などを通して，児童虐待の発生予防を図ります。
4-2	要保護児童の早期発見と迅速・適切な対応	子どもの安全・福祉にかかる相談支援体制の整備・強化，関係機関との連携強化，子どもに関わる職員の資質向上，地域住民主体の見守り活動などを通して，要保護児童の早期発見に努めるとともに，要保護児童及びその保護者に対する迅速で適切な対応を図ります。
4-3	障害など特別な支援を必要とする子どもへの支援の充実 (重点施策⑤)	障害のある子どもの早期発見・早期療育支援体制の充実やサポートファイルを効果的に生かした関係機関との連携に取り組むとともに，保育・教育の現場等において障害のある子ども一人ひとりの発達や障害の特性に応じた支援を推進します。
4-4	ひとり親家庭の自立支援の推進	ひとり親家庭の自立に向けて，関係機関と連携しながら，就業や経済的支援及び相談機能の充実を図るとともに，各種支援制度の周知を積極的に行い，制度を利用しやすい環境整備を図ります。
4-5	厳しい環境に置かれた子どもと家庭への支援【新規】	幼稚園・保育所等における子育てに対する不安や孤立感を和らげるための家庭や関係機関と連携した支援，生活困窮者自立支援法に基づく支援，ひとり親家庭・生活保護受給者・生活困窮者等への就労を中心とした支援，子ども医療費助成等の経済的支援等を通して，厳しい環境におかれた子どもと家庭を支えます。

## 5 子どもの心身の健やかな成長に資する教育とその環境整備

5-1	生きる力の育成に向けた教育	全国水準の学力を目指した授業改善，人権教育の推進，個に応じた学びの場を保障する体制の構築，特別な支援が必要な子どもに対するきめ細やかな支援の推進，帰国・来日してきた児童生徒に対する支援などを通して，子どもの生きる力を育みます。
5-2	子どもの健全育成	スマートフォン等の適切な使用方法に関する啓発，青少年健全育成に関する啓発活動や街頭指導による非行防止，職場体験活動や世代間交流を通じた地域とのつながりの構築によって，子どもの健全な育成を図ります。
5-3	家庭や地域の教育力の向上	子どもの読書環境の向上，子どもと保護者や地域の共同作業の場づくりの推進，子どもの安全を守る活動の実施，芸術・文化活動の推進，スポーツ・レクリエーション活動の推進等を通して，家庭や地域の教育力の向上を図ります。

# 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保量

※詳しい内容は計画書本編をご覧ください。

## 教育・保育

○待機児童の解消に向け、各提供区域における量の見込みに対して、提供体制を確保していきます。



		量の見込み（上段）／確保する供給量（下段）					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
市内全域	合計	12,270人 13,253人	12,034人 13,374人	11,764人 13,442人	11,557人 13,482人	11,302人 13,497人	
	1号認定	1,112人 1,704人	1,093人 1,658人	1,055人 1,612人	1,040人 1,566人	1,020人 1,463人	
	2号認定	幼稚園	1,496人 1,123人	1,467人 1,217人	1,413人 1,293人	1,393人 1,360人	1,369人 1,464人
		保育所等	4,848人 5,649人	4,752人 5,656人	4,585人 5,656人	4,522人 5,656人	4,430人 5,670人
	3号認定	0歳	1,139人 1,058人	1,116人 1,078人	1,089人 1,089人	1,061人 1,095人	1,031人 1,095人
		1・2歳	3,675人 3,719人	3,606人 3,765人	3,622人 3,792人	3,541人 3,805人	3,452人 3,805人
	東部区域（合計）		4,738人 5,001人	4,650人 5,075人	4,525人 5,124人	4,459人 5,164人	4,401人 5,165人
	西部区域（合計）		5,864人 6,040人	5,789人 6,087人	5,703人 6,106人	5,582人 6,106人	5,429人 6,106人
	南部区域（合計）		1,615人 2,009人	1,537人 2,009人	1,483人 2,009人	1,469人 2,009人	1,426人 2,009人
	北部区域（合計）		53人 128人	58人 128人	53人 128人	47人 128人	46人 142人

- **東部区域**（南街，北街，下知，江ノ口，五台山，高須，布師田，一宮，秦，大津，介良）
- **西部区域**（上街，高知街，小高坂，旭街，潮江，初月，朝倉，鴨田）
- **南部区域**（三里，長浜，御畳瀬，浦戸，春野）
- **北部区域**（鏡，土佐山）

※量の見込みについては、各区域の合計と市内全域の数値は一致しません。



## 地域子ども・子育て支援事業

○小学校の放課後児童クラブの待機児童解消に向けて、必要な放課後児童クラブ数を確保していきます。

		量の見込み（上段）／確保する供給量（下段）					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
①	時間外保育事業	2,425人 2,417人	2,379人 2,431人	2,330人 2,467人	2,286人 2,467人	2,232人 2,525人	
②	一時預かり事業	幼稚園	165,600人日 165,600人日	162,378人日 162,378人日	156,499人日 156,499人日	154,205人日 154,205人日	151,401人日 151,401人日
		その他	11,767人日 11,228人日	11,551人日 11,228人日	11,364人日 11,228人日	11,128人日 11,228人日	10,894人日 11,228人日
③	放課後児童健全育成事業	4,238人 4,238人	4,307人 4,307人	4,370人 4,370人	4,438人 4,438人	4,511人 4,511人	
④	地域子育て支援拠点事業	60,037人日 59,600人日	58,872人日 61,600人日	57,666人日 61,600人日	56,589人日 61,600人日	55,310人日 61,600人日	
⑤	病児保育事業	非施設型・訪問型	196人日 196人日	194人日 194人日	190人日 190人日	186人日 186人日	182人日 182人日
		体調不良児対応型	8,613人日 8,613人日	8,446人日 8,446人日	8,273人日 8,273人日	8,118人日 8,118人日	7,935人日 7,935人日
		施設型	2,161人日 1,882人日	2,132人日 1,882人日	2,104人日 1,882人日	2,074人日 1,882人日	2,043人日 2,282人日
⑥	子育て援助活動支援事業	2,287人日 2,250人日	2,246人日 2,250人日	2,211人日 2,250人日	2,172人日 2,250人日	2,132人日 2,250人日	
⑦	子育て短期支援事業	622人日 950人日	614人日 950人日	609人日 950人日	603人日 950人日	595人日 950人日	
⑧	養育支援訪問事業	481件 727件	472件 727件	464件 727件	456件 727件	447件 727件	
	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	実施	実施	実施	実施	実施	
⑨	妊婦健康診査	33,376回 28,608回	32,690回 28,608回	31,906回 28,608回	31,094回 28,608回	30,226回 28,608回	
⑩	乳児家庭全戸訪問事業	2,384人 2,310人	2,335人 2,310人	2,279人 2,310人	2,221人 2,310人	2,159人 2,310人	
⑪	利用者支援事業	4箇所 4箇所	5箇所 5箇所	5箇所 5箇所	5箇所 5箇所	5箇所 5箇所	
⑫	実費徴収に係る補足給付を行う事業	2,598人 2,598人	2,464人 2,464人	2,336人 2,336人	2,215人 2,215人	2,101人 2,101人	
	実費徴収に係る補足給付を行う事業（副食費の免除）	432人 432人	432人 432人	432人 432人	432人 432人	432人 432人	
⑬	多様な主体の参入促進事業・能力活用事業	1施設 1施設	1施設 1施設	1施設 1施設	1施設 1施設	1施設 1施設	

編集・発行 高知市子育て給付課

〒780-8571 高知市本町5丁目1番45号 TEL.088-823-9447